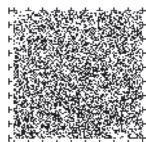




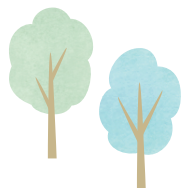
令和6年度版

ひとり親家庭が 新しい一歩を 踏み出すために

世田谷区



この冊子は、ひとり親の方や
これから離婚を考えている方へ、
お役に立てる制度や施設等を紹介しています。
身近な便利帳として
ご活用いただければ幸いです。



ひとり親家庭とは

次のいずれかに該当し、18(20)歳未満の子どもを扶養している家庭を言います。

- 配偶者と離婚した方
- 婚姻せず出産・育児をしている方(※事実婚の場合を除く)
- 配偶者が死亡した方
- 配偶者の生死が不明な方
- 配偶者から1年以上遺棄されている方
- 配偶者からの暴力(DV)で裁判所からの保護命令が出された方
- 配偶者に重度の障害がある方
- 配偶者が1年以上法令上の拘禁をされている方 など

*対象となる方は各制度により異なります。

この冊子でわかること

ひとり親家庭になるとき、なったときの手続きについて	6
ひとり親家庭の相談ができるところ	11
お金に関すること	16
仕事に関すること	22
子ども・子育てに関すること	26
住まい・暮らしに関すること	34
窓口一覧	39

ひとり親家庭になるとき、なったときの手続きについて

1. 離婚を考えている方 6
 - 知っておきたい離婚手続きの流れ
 - 離婚にあたって決めておきたいこと
 - ▶ 離婚によりひとり親家庭になった方の主な手続き
2. 死別によりひとり親家庭になった方 9
 - ▶ 死別によりひとり親家庭になった方の主な手続き
3. 未婚(非婚)でひとり親家庭になる方 10
 - ▶ 未婚(非婚)でひとり親家庭になる方の主な手続き

ひとり親家庭の相談ができるところ 11

1. 各総合支所子ども家庭支援課
2. DV相談
3. 生活相談
4. 借金(多重債務)の相談
5. 東京ウィメンズプラザ
6. 世田谷区立男女共同参画センターらぶらす
7. 東京都ひとり親家庭支援センター(はあと)
8. 養育費等相談支援センター
9. その他の支援団体

お金に関すること

手当・助成 17

- (1) 児童育成手当(育成手当)
- (2) 児童扶養手当
- (3) 児童手当
- (4) ひとり親家庭等医療費助成(医療証の交付)
- (5) 子ども等医療費助成(医療証の交付)
- (6) 養育費の取決めに関する公正証書作成等費用助成
- (7) 入院助産

免除等 20

- (1) JR 通勤定期乗車券の割引
- (2) 都営交通無料乗車券の交付
- (3) 水道・下水道料金の減免
- (4) 粗大ごみ処理手数料の免除

貸付等 21

- (1) 東京都母子及び父子福祉資金
- (2) 世田谷区母子及び父子応急小口資金
- (3) 生活福祉資金

仕事に関すること

各種制度 23

- (1) 母子・父子自立支援プログラム
- (2) 母子家庭および父子家庭自立支援教育訓練給付金事業
- (3) 母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業
- (4) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- (5) ひとり親家庭就労支援セミナー
- (6) 東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

相談先 25

三茶おしごとカフェ
ハローワーク

子ども・子育てに関すること

保育 27

- (1) 世田谷区の保育施設
- (2) ひとり親世帯に対する保育料負担軽減

一時預かり 28

- (1) ほっとステイ
- (2) ファミリー・サポート・センター事業
- (3) 子どもの近くで働くことができるワークスペースひろば型
- (4) 三軒茶屋 子ワーキングスペース「チャチャチャ」
- (5) 赤ちゃん・子どものショートステイ
- (6) トワイライトステイ



学童・就学 30

- (1)ひとり親家庭の子どもの学習支援事業
- (2)新BOP
- (3)就学援助費
- (4)受験生チャレンジ支援貸付事業
- (5)東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業
- (6)私立高等学校等奨学給付金
- (7)高等教育の修学支援新制度

子どもの相談先 32

- (1)総合教育相談ダイヤル
- (2)教育相談室
- (3)せたがや子ども・子育てテレフォン
- (4)親子のための相談LINE
- (5)世田谷区子どもの人権擁護機関(せたホッと)
- (6)世田谷区児童相談所

住まい・暮らしに関すること

住まい 35

- (1)都営住宅の募集
- (2)都営住宅の使用料減額
- (3)区営・区立住宅の募集
- (4)区営・区立住宅の使用料特別減額
- (5)母子生活支援施設
- (6)保証会社紹介制度
- (7)お部屋探しサポート
- (8)ひとり親世帯家賃低廉化補助事業

暮らし 37

- (1)ホームヘルパー訪問
- (2)休養ホーム(遊園地等の割引)
- (3)ぷらっとホーム世田谷
- (4)世田谷区地域子育て支援コーディネーター
- (5)ネウボラ面接(妊娠期面接・妊娠8か月時面談・産後面接)